法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動	申請人に係る特定技能雇用契約が法第二条の五第一項及び第二項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第三項及び第四項の規定に適合すること並びに申請人に係る一号特定技能外国人支援計画が同条第六項及び第七項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。 一　申請人が次のいずれにも該当していること。 ［イ～ヘ　略］ ［二～六　略］
法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動	申請人に係る特定技能雇用契約が法第二条の五第一項及び第二項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第三項（第二号を除く。）及び第四項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。 一　申請人が次のいずれにも該当していること。 ［イ～ハ　略］ ニ　自立して生活に必要な日本語を理解し、使用することができ、かつ、従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。 ホ　［略］ ［二～五　略］ ［号を削る。］ 六　［略］
法別表第一の二の表の育成就労の項の下欄に掲げる活動	一　本邦において行おうとする活動に係る育成就労計画（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第一項に規定する育成就労計画をいう。）について、同項、第八条の五第一項又は第八条の六第一項の認定がされていること。 二　申請人の素行が善良であること。 ［略］

法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動	申請人に係る特定技能雇用契約が法第二条の五第一項及び第二項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第三項及び第四項の規定に適合すること並びに申請人に係る一号特定技能外国人支援計画が同条第六項及び第七項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。 一　申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習又は同条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。 ［イ～ヘ　同上］ ［二～六　同上］
法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動	申請人に係る特定技能雇用契約が法第二条の五第一項及び第二項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第三項（第二号を除く。）及び第四項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。 一　申請人が次のいずれにも該当していること。 ［イ～ハ　同上］ ［号の細分を加える。］ ニ　［同上］ ［二～五　同上］ 六　技能実習の在留資格をもって本邦に在留していたことがある者にあっては、当該在留資格に基づく活動により本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められること。 七　［同上］
法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動	本邦において行おうとする活動に係る技能実習計画（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第八条第一項に規定する技能実習計画をいう。）について、同項の認定がされていること。 ［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。